

平成30年度第6回仁淀川町農業委員会定例総会会議録

1. 平成30年度第6回仁淀川町農業委員会定例総会を平成31年3月26日仁淀川町中央公民館3階会議室に召集する。

農業委員定数 14名 現委員 14名

農地利用最適化委員 7名 現委員 7名

2. 出席委員 13名

欠席委員 1名

農地利用最適化委員 6名

欠席委員 1名

(事務局) 5名

3. 議案

議案第13号…農地法第3条の規定による許可申請の審議について

議案第14号…農地法第5条の許可申請書審議について

議案第15号…非農地証明願の審議について

その他

開会

午前9時30分

事務局(●●) 平成30年度第6回農業委員会定例総会の開会宣言

本日の農業委員出席数は13名、在任委員は14名で過半数に達しており会は成立
会長 挨拶

本日の署名委員(3番●●委員 4番●●委員)を指名し、議案の審議に入る。

議案第13号

(農地法第3条の規定による許可申請の審議について)

(1) 権利取得者が町内

○受付第21号(所有権移転)

[事務局 ●●説明]

譲渡人は、土佐市●●の●●さん、●●歳、●●

譲受人は、吾川郡仁淀川町●●の●●さん、●●歳、●●

土地の所在は、●●字●● ●●番● 面積 111 m²

●●字●● ●●番● 面積 148 m²

地目は台帳・現況とも畑になっております。

譲渡理由は贈与となっています。

〔地区担当農業委員 ●●委員〕

3月13日 事務局の●●、譲受人の●●さんの3人で現地確認を行いました。

権利を取得する●●さんは、町内在住であることを確認。

1. 現地は、農地であることを確認。
2. 権利を取得する●●さんは取得後3年間以上耕作をすることを確認しました。
3. 権利を取得する●●さんは、農業経営に必要な農作業に従事することを確認。
4. 権利を取得する●●さんは、取得した農地の周辺農地に営農上悪影響を及ぼさないことを確認。
5. 権利を取得する●●さんは、取得後において農地の合計面積が10アールに達していることを確認。

以上により、この所有権移転は問題ないと思います。

この件については、全員賛成により許可と決定する。

○受付第22号（所有権移転）

〔事務局 ●●説明〕

譲渡人は、高知市●●の●●さん、●●歳 ●●

譲受人は、吾川郡仁淀川町●●の●●さん、●●歳、●●

土地の所在は、●●字●● ●●番● 面積 232 m²

地目は台帳・現況とも畑になっております。

譲渡理由は売買となっています。

〔地区担当農業委員 ●●委員〕

3月14日事務局の●●の2人で現地確認を行いました。権利を取得する●●さんは、町内在住であることを確認。

1. 現地は、農地であることを確認。
2. 権利を取得する●●さんは取得後3年間以上耕作をすることを確認しました。
3. 権利を取得する●●さんは、農業経営に必要な農作業に従事することを確認。
4. 権利を取得する●●さんは、取得した農地の周辺農地に営農上悪影響を及ぼさないことを確認。
5. 権利を取得する●●さんは、取得後において農地の合計面積が10アールに達している

ことを確認。

以上により、この所有権移転は問題ないと思います。

この件については、全員賛成により許可と決定する。

(2) 権利取得者が町外

○受付第 8 号 (所有権移転)

〔事務局 ●●説明〕

譲渡人は、吾川郡仁淀川町●●の●●さん、●●歳 ●●

譲受人は、土佐市●●の●●さん、●●歳 ●●

土地の所在は、●●字●● ●●番● 面積 363 m²

地目は台帳・現況とも畑になっております。

譲渡理由は贈与となっております。

〔地区担当農業委員 ●●委員〕

3月13日事務局の●●、譲受人の●●さんの3人で現地確認を行いました。

1. 現地は、農地であることを確認。
2. 権利を取得する●●さんは借り受け後3年間以上耕作をすることを確認しました。
3. 権利を取得する●●さんは、農業経営に必要な農作業に従事することを確認。
4. 権利を取得する●●さんは、取得した農地の周辺農地に営農上悪影響を及ぼさないことを確認。
5. 権利を取得する●●さんは、取得後において農地の合計面積が10アールに達していることを確認。

以上により、この所有権移転は問題ないと思います。

この件については、全員賛成により許可と決定する。

議案第 14 号

(農地法第 5 条の許可申請書審議について)

○受付第 1 号

〔事務局 ●●説明〕

譲渡人は、吾川郡仁淀川町●●の●●さん

譲受人は、吾川郡仁淀川町●●の●●さん

土地の所在は、●●字●● ●●番地● 地目は台帳・現況は休耕 面積 272 m²中 32 m²

転用理由は、墓地新設の為です。

〔担当地区農業委員 ●●委員〕

3月19日に事務局の●●さん立会のもと現地確認を行いました。

まず事業実施の確実性については

1. 譲受人の●●さんは、資力及び信用があることを確認しました。
2. 転用行為の妨げとなる権利を有する者については、該当がありません。
3. 行政庁の許認可等の処分については、該当がありません。
4. 許可後遅滞なく事業の用に供することについては、許可後速やかに実施されることを確認しました。
5. 転用許可申請に係る農地と一体として事業目的に供する他に必要な土地を利用できる見込みについては、該当がありません。

次に被害防除について

1. 土砂の流出又は崩壊その他の災害については、現状のまま利用となっており問題ないと思われれます。
2. 農業用排水施設の機能は影響がないと確認しました。
3. 周辺農地の営農条件への支障については、同意を得ており、問題がないことを確認しました。

以上の確認の結果、転用は問題ないと判断いたします。

この件については、全員賛成となり許可と決定する。

○受付第2号

〔事務局 ●●説明〕

譲渡人は、吾川郡仁淀川町●●の●●さん

譲受人は、愛媛県松山市●●の●●さん

土地の所在は、●●字●● ●●番● 地目は台帳・現況共に畑 面積 822 m²

●●字●● ●●番● 地目は台帳・現況共に田 面積 461 m²

●●字●● ●●番● 地目は台帳・現況共に畑 面積 443 m²

転用理由は、太陽光発電施設新設の為です。

〔担当地区農業委員 ●●委員〕

3月19日に事務局の●●さん立会のもと現地確認を行いました。

まず事業実施の確実性については

1. 譲受人の●●さんは、資力及び信用があることを確認しました。
2. 転用行為の妨げとなる権利を有する者については、該当がありません。
3. 行政庁の許認可等の処分については、該当がありません。
4. 許可後遅滞なく事業の用に供することについては、許可後速やかに実施されることを確認しました。
5. 転用許可申請に係る農地と一体として事業目的に供する他に必要な土地を利用できる見込みについては、該当がありません。

次に被害防除について

1. 土砂の流出又は崩壊その他の災害については、現状のまま利用となっており問題ないと思

われます。

2. 農業用排水施設の機能は影響がないと確認しました。
3. 周辺農地の営農条件への支障については、同意を得ており、問題がないことを確認しました。

以上の確認の結果、転用は問題ないと判断いたします。

この件については、全員賛成となり許可と決定する。

○受付第3号

〔事務局 ●●説明〕

譲渡人は、高知市●●の●●さん

譲受人は、岡山県岡山市●●の●●さん

土地の所在は、●●字●● ●●番● 地目は台帳・現況共に田 面積 990 m²

転用理由は、太陽光発電施設新設の為です。

〔担当地区農業委員 ●●委員〕

3月19日に事務局の●●さん立会のもと現地確認を行いました。

まず事業実施の確実性については

1. 譲受人の●●さんは、資力及び信用があることを確認しました。
2. 転用行為の妨げとなる権利を有する者については、該当がありません。
3. 行政庁の許認可等の処分については、該当がありません。
4. 許可後遅滞なく事業の用に供することについては、許可後速やかに実施されることを確認しました。
5. 転用許可申請に係る農地と一体として事業目的に供する他に必要な土地を利用できる見込みについては、該当がありません。

次に被害防除について

1. 土砂の流出又は崩壊その他の災害については、現状のまま利用となっており問題ないと思われま。
2. 農業用排水施設の機能は影響がないと確認しました。
3. 周辺農地の営農条件への支障については、同意を得ており、問題がないことを確認しました。

以上の確認の結果、転用は問題ないと判断いたします。

この件については、全員賛成となり許可と決定する。

○受付第4号

〔事務局 ●●説明〕

譲渡人は、高知市●●の●●さん

譲受人は、高知市●●の●●さん

土地の所在は、●●字●● ●●番● 地目は台帳・現況共に田 面積 1276 m²

●●字●● ●●番● 地目は台帳・現況共に畑 面積 105 m²
●●字●● ●●番● 地目は台帳・現況共に畑 面積 921 m²
●●字●● ●●番● 地目は台帳・現況共に田 面積 287 m²

転用理由は、太陽光発電施設新設の為です。

〔担当地区農業委員 ●●委員〕

3月19日に事務局の●●さん立会のもと現地確認を行いました。

まず事業実施の確実性については

1. 譲受人の●●さんは、資力及び信用があることを確認しました。
2. 転用行為の妨げとなる権利を有する者については、該当がありません。
3. 行政庁の許認可等の処分については、該当がありません。
4. 許可後遅滞なく事業の用に供することについては、許可後速やかに実施されることを確認しました。
5. 転用許可申請に係る農地と一体として事業目的に供する他に必要な土地を利用できる見込みについては、該当がありません。

次に被害防除について

1. 土砂の流出又は崩壊その他の災害については、現状のまま利用となっており問題ないと思われれます。
2. 農業用排水施設の機能は影響がないと確認しました。
3. 周辺農地の営農条件への支障については、同意を得ており、問題がないことを確認しました。

以上の確認の結果、転用は問題ないと判断いたします。

この件については、全員賛成となり許可と決定する。

○受付第5号

〔事務局 ●●説明〕

譲渡人は、吾川郡仁淀川町●●の●●さん

譲受人は、高知市●●の●●さん

土地の所在は、●●字●● ●●番● 地目は台帳・現況共に畑 面積 222 m²
●●字●● ●●番● 地目は台帳・現況共に畑 面積 345 m²

転用理由は、太陽光発電施設新設の為です。

〔担当地区農業委員 隅田邦子委員〕

3月19日に事務局の●●さん立会のもと現地確認を行いました。

まず事業実施の確実性については

1. 譲受人の●●さんは、資力及び信用があることを確認しました。
2. 転用行為の妨げとなる権利を有する者については、該当がありません。
3. 行政庁の許認可等の処分については、該当がありません。

4. 許可後遅滞なく事業の用に供することについては、許可後速やかに実施されることを確認しました。
5. 転用許可申請に係る農地と一体として事業目的に供する他に必要な土地を利用できる見込みについては、該当がありません。

次に被害防除について

1. 土砂の流出又は崩壊その他の災害については、現状のまま利用となっており問題ないと思われます。
2. 農業用排水施設の機能は影響がないと確認しました。
3. 周辺農地の営農条件への支障については、同意を得ており、問題がないことを確認しました。

以上の確認の結果、転用は問題ないと判断いたします。

【●●委員】

土地は無償で業者が利用するのか。

【事務局 ●●】

転用許可後、譲受人が土地を購入します。

【●●委員】

太陽光パネルの下部分は何かに利用するのか。

【事務局 ●●】

一部は太陽光パネル施設建築の為、基礎を実施しその他の部分は防草シートをはり管理します。

この件については、全員賛成となり許可と決定する。

議案第 15 号

(非農地証明願の審議について)

○受付第 4 号

〔事務局 ●●説明〕

申請人は、吾川郡仁淀川町●●の●●さん

土地の所在は

●●字●● ●●番● 面積 43 m²

地目は、台帳は畑、現況は宅地となっています。

転用された時期は、平成 20 年頃

転用した理由及び現在の状況は、耕作放棄となり、現在は庭として利用し宅地となっております。

〔地区担当農業委員 ●●委員〕

現地確認を2月28日事務局●●、所有者の●●さんと実施をしました、写真を見て頂きわかるとおり宅地となっており、農地への復旧は困難と確認してまいりました。

この件については、全員賛成となり非農地と承認する。

○受付第5号

〔事務局 ●●説明〕

申請人は、吾川郡仁淀川町●●の●●

土地の所在は

●●字●● ●●番● 面積 111 m²

地目は、台帳は畑、現況は宅地となっています。

転用された時期は、年月日不詳

転用した理由及び現在の状況は、耕作放棄となり、現在は建物敷地として利用し宅地となっております。

〔地区担当農業委員 ●●委員〕

現地確認を3月11日事務局●●、実施をしました、写真を見て頂きわかるとおり宅地となっており、農地への復旧は困難と確認してまいりました。

この件については、全員賛成となり非農地と承認する。

○受付第6号

〔事務局 ●●説明〕

申請人は、吾川郡いの町●●の●●さん

土地の所在は

●●字●● ●●番● 面積 57 m²

●●字●● ●●番● 面積 390 m²

地目は、台帳は畑、現況は雑種地となっています。

転用された時期は、年月日不詳

転用した理由及び現在の状況は、30年以上前から耕作放棄となり、現在は雑種地となっております。

〔地区担当農業委員 ●●委員〕

現地確認を3月19日事務局●●、と実施をしました、写真を見て頂きわかるとおり雑種地となっており、農地への復旧は困難と確認してまいりました。

この件については、全員賛成となり非農地と承認する。

その他

〔事務局〕

なし

以上で平成30年度第6回農業委員会を閉会する。

閉会 午前10時30分

上記の会議の次第は、事務局職員●●が記録したもので、その内容は正確であることを証するため、ここに署名する。

署名委員●●

署名委員●●